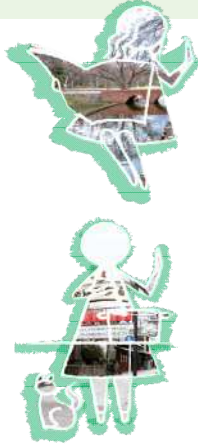


葛飾区若年がん患者在宅療養支援事業



40歳未満のがん患者が住み慣れた自宅で療養生活を送ることができるように、訪問介護・訪問看護等のサービスや、福祉用具の利用にかかる費用の一部を助成します。



●対象者

以下のすべてに該当する方。

- ① 葛飾区に住所を有する40歳未満の方
- ② がん患者（介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した方）で、在宅生活の支援や介護が必要な方
- ③ 他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

●支援内容

以下のサービス等に支払った費用(上限額まで)のうち、自己負担を除いた額を助成します。

種別	内容詳細	上限額	自己負担
1	申請時に必要な主治医意見書 本事業の交付申請時に必要となる主治医の意見書の作成費用	1回限り 5千円まで	上限額を超えた額
2	ケアプラン作成料 居宅サービス利用計画書（ケアマネジャーが作成するケアプラン）作成にかかる費用	初回2万5千円まで、 2回目以降1万5千円まで	
3	居宅サービス利用料 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等		助成額の1割 ※生活保護受給者の自己負担は無料
4	福祉用具貸与費用 手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換機、徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置等	月額6万円まで	
5	福祉用具等購入費用 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、紙おむつ等	年額10万円まで	

20歳未満の小児慢性特定疾病制度の給付を受けている場合は、1、2、3のみが対象となり、助成対象経費や上限額が異なります。

●葛飾区若年がん患者在宅療養支援事業利用方法

必要な書類を揃えて下記申請先までご提出下さい。

利用開始時に必要な書類

- ア：葛飾区若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書
- イ：主治医の意見書
(※主治医の意見書作成料は助成対象です。助成金請求時に領収書をご提出下さい。)
- ウ：対象者本人、または対象者が18歳未満で申請者が住民票上で住所が同一の保護者による申請の場合除き、対象者と申請者との関係がわかるもの（支援事業利用申請書の委任事項の記載による受任者の場合、利用申請書が「関係のわかるもの」となります。)

担当係にて書類確認後、利用者決定。決定通知を郵送します。

助成金請求の都度必要な書類

- A：葛飾区若年がん患者在宅療養費助成金交付請求書
(一ヶ月分または複数月分まとめて)
ただし、助成金振込のための口座名義人が申請者ではない場合、委任状や関係を証明する書類が必要となる場合があります。
※対象者が18歳未満で申請者と口座名義人が住民票上で住所が同一の保護者の場合や、支援事業利用申請書により対象者から委任された人の場合は不要です。
- B：購入または利用終了日より1年以内のサービス等の領収書の原本(注)
サービスの内容が確認できる明細書、ケアプラン等
(※利用開始時の助成金交付申請と同時に提出頂く事も可能です。)

担当係にて書類確認後、承認決定。交付額確定通知を郵送し、助成金を指定口座に振り込みます。

注：領収書には、①宛名(利用者(又は申請者)の氏名)②支払日③金額④サービスや商品の内容と内訳⑤発行者の「名称、所在地」の5点の記載が必要です。

居宅サービスの利用については、介護事業者等の登録をした事業者が対象であり、未登録事業者や個人間の利用の場合は対象外となり、助成金のお支払いはできません。

申請に必要な書類のダウンロード、Q&Aの確認は区公式サイトをご覧ください。

申請は郵送でも可能です。

問い合わせ・申請先

葛飾区健康部 健康推進課 健康推進係

電話：03-3602-1268

〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

区公式サイト
はこちらから



若年がん患者在宅療支援事業について Q&A

支援事業の対象者について		
Q1	対象者に制限はありますか	<p>がん患者の方（介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した方）で、在宅生活の支援や介護が必要な区民の方が対象となります。</p> <p>また、他の制度で同様の助成を受けている場合は、助成対象外です。例えば満18歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中の方は福祉用具の貸与・購入費の助成が対象外となります。</p>
Q2	身体障害者手帳を申請していますが、まだ認定がおりていません。この場合は申請できますか。	申請頂けます。認定されましたら、本助成は廃止となりますのでお知らせください。
利用の申請について		
Q1	利用申請ができる人の条件はなんですか	<p>申請者となる方は、次のとおりです。</p> <p>①対象者ご本人</p> <p>②18歳未満の対象者の保護者、成年後見人など</p> <p>対象者以外は、区内在住を問いません。</p> <p>ただし、対象者以外が申請する場合、対象者と住民票上同一住所の対象者の保護者か、委任状（利用申請書の委任事項の記載内容を含む）がある場合を除き、関係を証明する書類やご本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。</p>
Q2	支援事業利用の申請時と、助成金の請求時で異なる人が申請者となってもよいですか	<p>いいえ。利用申請をし、利用決定を受けた対象者および助成金請求時の申請者、助成金の振込先も対象者となります。ただし、18歳未満の対象者の保護者、成年後見人、対象者からの委任状（利用申請書の委任事項を含む）がある方は助成金請求の申請や受領ができます。</p> <p>保護者、成年後見人、受任者、いずれでもない場合、申請者や口座名義人を変更される場合、先に対象者から変更届をご提出いただく場合があります。</p>
Q3	利用申請や助成金請求のために窓口に行く人が利用者でも申請者でもない人でもよいですか	はい。ただし書類に不備があった際は申請者宛てに連絡をいたします。
Q4	利用申請時に必要な主治医の意見書は自己負担ですか	5千円まで助成が可能です。主治医の意見書作成の領収書を、請求時にご提出ください。

助成の内容について		
Q1	利用申請時に必要な主治医の意見書は自己負担ですか（再掲）	5千円まで助成が可能です。主治医の意見書作成の領収書を、請求時にご提出ください。
Q2	居宅介護支援（ケアプラン作成）は自己負担ですか	上限金額まで助成が可能です。 ケアプランのご提示と、居宅介護支援費明細書等利用料の明細書（写し）の提出が必要です。
Q3	居宅サービスの助成額はいくらですか	月間の利用料金をまとめた額で、上限額6万円の9割分が助成対象です。居宅介護や福祉用具貸与料等の合算で計算します。 領収書や明細などには①宛名（対象者（又は申請者）の氏名）②支払日③金額④サービスや商品の内容と内訳⑤発行者の「名称、所在地」の5点の記載が必要です。
Q4	福祉用具貸与費用の助成額はいくらですか	上記のQ3と同じです。 月間の利用料金をまとめた額で、上限額6万円の9割分が助成対象です。居宅介護や福祉用具貸与料等の合算で計算します。 領収書や明細などには①宛名（対象者（又は申請者）の氏名）②支払日③金額④サービスや商品の内容と内訳⑤発行者の「名称、所在地」の5点の記載が必要です。
Q5	福祉用具購入費用の助成額はいくらですか	助成申請日を開始日とした1年間分で、上限額10万円の9割分が助成対象です。 領収書等は領収日を対象日時とします。
Q6	助成対象者となる始期はいつですか（サービスの開始日はいつか）	利用決定日か、居宅サービス利用開始日の、いずれか早い日となります。
助成の請求について		
Q1	領収証はいつからいつの分まで請求可能ですか	利用者として決定された日から起算します。令和6年度のみ、令和6年4月1日まで遡りが可能となります。また、サービスの利用日から1年以内が請求期限となるので、サービス利用に関する領収書の発行日から1年以内に請求してください。

Q2	<p>令和6年12月以前から若年がん患者として在宅療養を行っています。どのように助成金の利用申請と請求ができますか？</p>	<p>介護保険が適用されない満40歳未満の年齢で、がん患者の方（介護保険制度において、がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した方）で、在宅生活の支援や介護が必要と診断された区民の方の場合、その診断を受けた時点から本事業の対象である旨の利用申請を行ってください。また、医師の意見書にも、いつからがんを起因とする在宅療養の必要があったのかなどもご記載いただけるよう、お願いしてください。</p>
Q3	<p>末期の若年がん患者で、令和6年10月で満40歳を迎えました。令和6年8月以前からがん患者として在宅療養をしていましたが、40歳未満である、令和6年8月から9月分までの助成金を請求できますか？</p>	<p>対象者がサービスを利用していた時点で、介護保険が適用されない満40歳未満の年齢で、末期がんと診断された区民の方であり、申請時に年齢以外の要件を満たしている場合、利用日から1年以内（令和6年4月1日以降）の分から40歳になる直前の9月分までは申請ができます。ただし、対象者が利用申請時点で区内に居住されている方が対象となります。</p>

*** 領収書収書等についての注意事項 ***

- (1) 必ず原本を提出してください。写し（コピー）は不可です。
- (2) この制度での領収書の有効期限は、購入日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内です。ただし、令和6年4月1日以降に利用したものに限りません。
- (4) 領収書には、次の項目すべての記載が必要になります。
 - ① 購入日（発行日）
 - ② 宛名（利用者、または利用者が18歳未満の場合は保護者のフルネーム）
 - ③ 購入金額
 - ④ 金額の内訳（居宅サービスや副用具の内容や数量など、内訳が必要となります。）
 - ⑤ 領収書発行者の名称及び住所
- (5) 上記（4）の必要項目が記載されていない領収書（レシート等も含む）を使用する場合は、領収書（原本）の他に、記載がない項目の内容を補足できる書類の提出が必要になります。

<例>

- ・内訳の記載がない領収書を使用する場合
→ケアプランの写しを添付。サービスを受けた内容、金額がわかる書類が必要になります。

<領収書見本>

- ①購入日・・・有効期限は、ここに記載の日の翌日から1年以内です。
- ②宛名・・・申請者のフルネームが必要です。「上様」や姓のみは不可です。
- ③購入金額・・・50,000円以上の領収書には、収入印紙が必要です。
※クレジットカード払いの場合、収入印紙は不要ですが、その旨の記載が必要です。
- ④金額の内訳・・・助成対象であることがわかる記載が必要です。
対象外の物が含まれている場合は、詳細な内訳を別途添付してください。
- ⑤領収書発行者の名称及び住所・・・印も必要です。

① 令和6年12月1日
領 収 書
② 葛飾 はなこ 様
③ <u>¥60,000-</u>
④ 但し、移動用リフトレンタル代金令和6年10月分として
⑤ ○○区△△2丁目◇番▲号
株式会社××ケア 所長 □□ ●● 印
収入 印紙 